

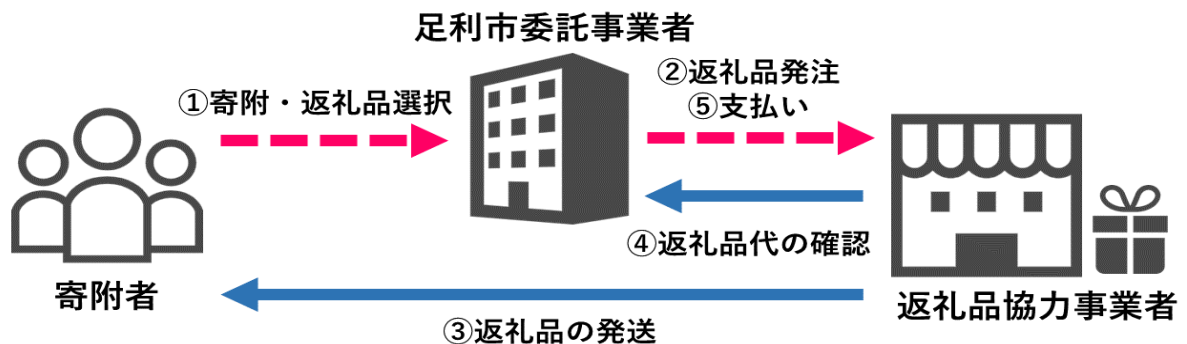
足利市ふるさと納税(ふるさと足利応援寄附金)
返礼品協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、足利市への寄附促進と、足利市の魅力を広く全国に発信し、地場産業の振興及び地域の活性化を図るため、寄附者への返礼品として贈呈する商品やサービスを提供する企業、団体または個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 足利市ふるさと納税事業の概要

- (1)足利市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて市が契約するふるさと納税ポータルサイトから、希望する商品を自由に選択できるものとする。
- (2)返礼品として承認された商品は、返礼品を提供する協力事業者から提供された画像データを用いて市が契約するふるさと納税ポータルサイトを通じて、市が広く周知を行う。
- (3)この事業の効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理等に万全を期すため、市はNE(株)および(株)さとふるを委託事業者として指定する。
- (4)返礼品として承認された商品を提供する協力事業者は、前項の委託事業者に返礼品に係る情報提供を行うものとする。
- (5)返礼品発送等の手順については、下図のとおりとする。



3 募集の要件

協力事業者及び返礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

(1) 協力事業者の要件

- 1 各種法令規則等に従った生産、製造、販売を行っていること。
- 2 市税の滞納がないこと。(納税猶予等の措置を受けている場合は除く)
- 3 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- 4 自社の責任において、インターネットを利用した返礼品の出荷依頼の受付、配送データの管理、発送作業、各種連絡が行える環境が整っていること。
- 5 足利市個人情報保護条例(平成14年3月25日条例第5号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

- 6 返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めることができること。

(2) 返礼品の要件

- 1 足利市のPRにつながる商品やサービスであること。
- 2 「地場産品の基準について」(別紙1)に定める地場産品基準に適合するものであること。
- 3 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。ただし、期間限定・季節限定・数量限定・定期発送・単品・詰め合わせ等についても可とする。
- 4 委託事業者からの発注に対し、原則2週間以内に発送対応等ができること。
- 5 賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として、返礼品の到着の際に1週間以上の期限があること。ただし、鮮度が高く要求される生鮮食品や生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるもので、予めその旨商品説明でお断りしている場合にはこの限りではない。
- 6 食品に関しては、食品表示法に基づく表示事項(使用原材料等)の開示ができること。
- 7 サービスの場合、寄附者に対して、そのサービスの提供を受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。

4 協力事業者の申込

返礼品協力事業者への登録を希望する事業者は、市ホームページにある足利市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請フォームに必要事項(法人等の名称、代表者、所在地、担当者、電話番号、メールアドレス、予定している返礼品3種類まで)を入力し、市に送信してください。

【足利市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申込フォーム】

https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/viewer/opinion.html?idSubTop=0&formId=1&TId_s=16



5 協力事業者の登録と決定

協力事業者の登録は、市が申込内容や企業活動等を総合的に判断し登録します。その結果については、申込者に足利市ふるさと納税返礼品協力事業者選考結果通知書(様式第1号)により通知します。

6 返礼品について

(1) 返礼品の募集

協力事業者として登録された後、返礼品の募集は、随時行います。本市がふるさと納税管理業務を委託する下記事業者へご連絡ください。初回の登録については、委託業者よりご案内メールを送付します。

(2) 返礼品の変更、取り消し

一度出品した返礼品の内容等を変更する場合や取り消す場合についても、下記委託事業者へご連絡ください。

【足利市ふるさと納税管理業務 委託事業者】

1 NE株式会社(エヌイー株式会社)

神奈川県小田原市栄町1丁目6-4 勝俣組ビル6階

2 株式会社さとふる

東京都中央区京橋2丁目2-1 京橋エドグラン13階

7 留意事項

- (1)協力事業者は、商品の品質等に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市に報告すること。
また、品質等による補償やクレーム対応については、足利市は一切の責任を負いません。
- (2)市は、登録された協力事業者が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。
- (3)この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、足利市との協議によるものとします。

8 問い合わせ先

〒326-8601 足利市本城3丁目2145

足利市役所 総合政策部 地域創生課

TEL 0284-20-2261(平日8:30~17:15) FAX 0284-21-1384

E-mail furusato@city.ashikaga.lg.jp

(令和5年2月1日改正)